家畜衛生情報

No.8-35
令和8年11月20日

消毒の実施をお願いします。

高病原性鳥インフルエンザのハイリスクシーズン中です。
令和8年11月16日～令和9年5月31日まで、県内すべての家きん飼養者に対して、消毒命令を発令しています。
消毒方法については、別紙を参考にしてください。

◎国内家きん発生状況
１例目　11月12日：京都府亀岡市
２例目　11月13日：千葉県旭市

◎国内野鳥発生状況
16例（北海道、鹿児島県他）
※滋賀県米原市の野鳥糞便からも検出されています。



野鳥等の侵入防止対策を点検して、飼養場所の消毒を実施してください！！

身近な野鳥が感染している可能性があります。
どこにでもウイルスがいる前提で感染防止対策をお願いします。

消毒の実施について（県HP）



◇ 野鳥を含む野生動物との接触をさせない
◇ 外から帰ってきた時、鳥を触る前後には必ず手指の消毒！
◇ 毎日、飼養家きんの健康観察を行いましょう。
◇ 通常と異なる症状が認められる場合は、
家畜保健衛生所へご連絡ください。

滋賀県家畜保健衛生所

（本所）
近江八幡市西本郷町226-1
TEL: 0748-37-7511　FAX: 0748-37-4821
緊急携帯: 090-3613-7486
E-mail　ge37@pref.shiga.lg.jp

（北西部支所）
高島市今津町弘川249-1
TEL: 0740-22-2145　FAX: 0740-22-6681
緊急携帯: 080-6176-8052